

松山市人権啓発施策に関する基本方針〈第3次改訂〉(案)の概要

1 基本方針改訂の背景

本市では、2005(平成17)年度に「松山市人権啓発施策に関する基本方針」を策定し、この基本方針に基づき、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向け様々な施策の推進に取り組み、これまで2011(平成23)年度、2016(平成28)年度に見直しを行いました。

前回の改訂から6年が経過する中で、2019(令和元)年6月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」により、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、職場でのパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。また、2022(令和4)年4月からは、パワーハラスメント防止措置が中小企業を含む全企業に義務化され、誰もが安心して働ける環境づくりが整えられることになりました。こうしたことを背景に、愛媛県でも2020(令和2)年に愛媛県人権施策推進基本方針の第3次改訂を行い、職場でのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなど「ハラスメント」に焦点を当て、労働雇用環境に関する人権を取り上げています。

そこで、本市でもより効果的な人権教育・啓発施策を進めていくために第3次改訂を行うものです。

2 基本方針の内容

基本方針における重点的な取組

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進
2. 重点課題などへのきめ細やかな施策の推進
3. 総合的で効果的な推進体制などの確立

3 基本方針を押し進めるためのスローガン

『誇れる』人権尊重で笑顔に」

一人にやさしい、人がやさしいまち 松山ー

4 基本方針〈第3次改訂〉(案)の主な改訂内容

- ① 基本方針の全体について、人権に関する法律の制定、人権を取り巻く社会情勢の変化や新たな人権課題の発生などに対応するよう見直しました。
- ② 地域や企業などでの様々なハラスメントを位置付け、重点的な取組に基づく人権教育・啓発施策に取り組むほか、人権教育・啓発の推進に関する重要な人権課題で「被災者」の項目を追加しました。